

1 補助対象

● 灯具の購入及び設置（最大3灯まで）

● 柱の交換、修繕、撤去

※令和6年度の内容であり、令和7年度は内容を変更する場合があります。

2 対象灯具

● LED灯

※東北電力への申請容量が60ボルトアンペア以下の公衆街路灯で、自動点滅器付きのものです。太陽光発電方式の街灯なども対象となります。

3 補助対象外

- ・ 灯具の移設、修繕
- ・ 灯具設置を伴わない柱の新設
- ・ LED灯以外の新設、水銀灯や白熱灯への交換、装飾や広告目的のもの
- ・ 商店街組合等の商工業等の振興を図ることを目的として組織された団体が主体となるもの
- ・ 市が実施する他の補助制度が適用されるもの
- ・ 住宅街等の行き止まり場所に設置する場合
- ・ 駐車場内に設置する場合

4 補助額

次の①の額と②の額を比較して低い方の額となります。

① 設置経費×補助率(ア)

(100円未満の端数は切捨)

② 補助上限額(イ)×設置数

(単位：Wはワット、VAはボルトアンペア)

区分	設置態様 区分	LED・その他 区分	灯具への電力 入力区分	補助率 (ア)	補助上限額 (イ)
灯具	購入及び 設置	LED灯	20VA以下	10分の7	35,000円/灯
			20VA以上		25,000円/灯
柱	交換・修繕			10分の6	25,000円/本
	撤去			10分の7	70,000円/本

(注1) 東北電力から電力供給を受けない太陽光発電方式の街灯などは、電力入力区分に関係なく補助上限額は、35,000円/灯です。

(注2) 灯具の新設に際し、柱の新設が必要となる場合は、当該柱の設置経費は灯具の設置経費に含まれます。

(注3) 表は、令和6年度の内容であり、令和7年度は内容を変更する場合があります。

5 留意事項

(1) 東北電力(株)への手続

新設する場合は、電気工事業者を通じて東北電力と公衆街路灯契約を締結してください。手続き費用は補助対象となります。

(2) 設置間隔

隣接する街灯との間隔は、おおむね25メートル以上が条件となります。

(3) 柱の撤去をする場合

柱を撤去する際には、道路管理者等、土地の所有者への確認や御報告等をお願いします。また、撤去後は整地まで行うようお願いいたします。

6 街灯設置費等補助金の手続きの流れ

